様式第１号

（元号）○年○月○日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、

下記の書類を添えて申請します。

記

１　申請金額　　　　　　　　　　　　円

２　事業の目的及び内容

３　申請コース（①30円コース、②45円コース、③60円コース、

④90円コース）

※いずれかに○をすること。

４　生産性要件（①６％以上、②１％以上６％未満、③該当なし）

※いずれかに○をすること。

　５　特例事業者（①賃金要件、②生産量要件、③物価高騰等要件、④該当なし）

※いずれかに○をすること。

（裏面に続く）

６　消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに〇）

|  |
| --- |
| （１）　ア　消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定イ　消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 |
| （２） （１）でイを選択した理由 |
| ア　免税事業者であるイ　簡易課税事業者である | ウ　消費税法別表第３に掲げる法人であるエ　ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する |

７　国庫補助金所要額調書（別紙１）

（添付資料）

【要綱第４条第１項第一号アに該当する場合】

１　事業実施計画書（別紙２－１）

２　助成対象経費の見積書

３　生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第４条第３項に該当する場合）

４　特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第４条第１項第二号なお書き又は第４項に該当する場合）

５　申請前３月分（※）の賃金台帳の写し

　　（※）給与形態等によっては、３月分以上必要となる場合があります。

６　その他参考となる書類

【要綱第４条第１項第一号イに該当する場合】

１　事業実施計画書（別紙２－２）

２　助成対象経費の見積書

３　生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第４条第３項に該当する場合）

４　特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第４条第１項第二号なお書き又は第４項に該当する場合）

５　賃金引上げを確認できる書類（賃金を引き上げた労働者に係る引上げ前３月分及び引上げ後の賃金台帳の写し等）

６　事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し等

７　その他参考となる書類

別紙１

国庫補助金所要額調書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費Ａ | 収入額Ｂ | 差引額（Ａ－Ｂ）Ｃ | 対象経費支出予定額Ｄ | 対象経費支出予定額（Ｄ）に助成率（※１）を乗じた額Ｅ | 基準額（上限額）※２Ｆ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額）Ｇ | 国庫補助基本額（ＣとＧを比較して少ない方の額）Ｈ | 国庫補助所要額（1,000円未満切り捨て）※３Ｉ |
| 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※１　事業場内最低賃金900円未満の事業場にあっては10分の９

　　　事業場内最低賃金900円以上950円未満の事業場にあっては５分の４（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は10分の９）

　　　事業場内最低賃金950円以上の事業場にあっては４分の３（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は５分の４）

※２　別表第１の第５欄又は別表第３の第２欄に定める各コースの上限額

※３　I欄の国庫補助所要額は（税抜・税込）である。（いずれかに○をすること。）

別紙２－１

これから賃金を引き上げる場合の計画書

事　　　業　　　実　　　施　　　計　　　画　　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　 人  |
| ③本店所在地 |  |
|  | ④法人番号（個人事業主は記載不要） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ 業務改善等を行う事業場 | ①事業場の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  | ⑤常時使用する労働者の数 | 人 |
| ⑥事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類 |  |
| ３　助成事業の概要 |
| (1) 賃金引上計画［①30円コース、②45円コース、③60円コース、④90円コース］※いずれかに○をすること。 |
| ア 常時使用する労働者※該当労働者全員の申請前の賃金状況を記載すること（時間給又は時間換算額順に記載願います。）。なお、該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。 | 労働者職氏名 | 性別 | 生年月日 | 採用年月日 | 時間給又は時間換算額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| イ 事業場内最低賃金を引き上げる計画※⑤引上げ額の該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。 | ①賃金計算期間②賃金支払日③引上げ年月日　　（元号）　 　年　 　月　 　日④別表第１の第４欄又は別表第３の第１欄に基づく引上げ労働者数　　　　　　　　人⑤引上げ額　　氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円　　　　　　 　氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 |
| ウ　事業場内最低賃金規定を定めた就業規則等（案） | 第○条　□□□・・・。 |
| (2) 事業実施計画 |
| 必要性、内容及び実施方法 | 実施予定時期 | 費用見込額 |
| ※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。（記載内容例）(1)現状の作業方法(問題点)、所要時間等(2)設備投資など業務改善計画の内容　※ 交付要綱第４条第１項第二号なお書きに該当するものとして、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連する経費（要綱別表第４（その２）参照）がある場合は、その計画内容も記載すること(3)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 |  |  |
| 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計（①） |  |  |
| 生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計（②） |  |  |
| 費　用　見　込　額　合　計（①＋②） | 円 |
| (3)　事業完了予定期日※１　　　　（元号）　　年　　月　　日 |
| ４　申請前３月間の解雇等の状況※２（交付要綱第４条第５項第一号関係） |
| ５　他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第４条第５項第一号のエ関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、助成金の名称 |  |
| ６　過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第４条第５項第二号関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額 | 円 |
| ７　労働関係法令違反の有無（交付要綱第４条第５項第三号関係） | 有 ・ 無 |
| ８　補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第４条第５項第四号関係） | 有 ・ 無 |
| ９　暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第４条第５項第五号関係） | 有 ・ 無 |
| 10　破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第４条第５項第六号関係） | 有 ・ 無 |
| 11　徴収金の滞納の有無（交付要綱第４条第５項第七号関係） | 有 ・ 無 |
| 12　倒産の有無（交付要綱第４条第５項第八号関係）　　　　　　　　　　　　 | 有 ・ 無 |
| 13　不正受給の公表同意の有無（交付要綱第４条第５項第九号関係） | 有 ・ 無 |
| 14　振込を希望する金融機関 |
|  | 金融機関名 |  | 支 店 名 |  |
| 口座の種類 | 普通　・　当座　　　 | 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
| 15　その他 |
|  |

※１　事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※２　解雇等とは、 解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰

すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、① その者の非違によることなく勧奨を

受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、

労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は

所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取

得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労

働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合